



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 8 日 (火)
第 8 6 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (512) (観光戦略課) 2
	廃棄物に関する県民アンケート調査の実施 (513) (循環型社会推進課) 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ービス事業者の指定 (514) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ービスの事業の廃止の届出 (515) (〃) 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 3
	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 6
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 8

告 示

鳥取県告示第512号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県観光PRポスター版下作成業務委託プロポーザル審査会	鳥取県の観光をPRするためのポスター版下作成業務の受託業者選定に関する事項	平成26年7月14日から同月25日まで	観光戦略課

鳥取県告示第513号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
廃棄物に関する県民アンケート調査
- 2 調査の目的
鳥取県廃棄物処理計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県政参画電子アンケート会員
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア ごみ減量リサイクルへの関心、実践状況、意向等
 - イ 食品ロス削減、簡易包装に関する実態、意識等
 - ウ 生ごみ、紙ごみ、小型家電の処理に関する実態、意識等
 - (2) その基準となる期日
調査票の入力日
- 5 報告を求める者
県政参画電子アンケート会員約475名
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。
- 7 報告を求める期間
平成26年7月10日から同月22日まで
- 8 調査票情報の保存期間
1年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ロッカピアノカ	米子市西福原六丁目18-11	あいわ訪問介護ステーション・米子	米子市西福原六丁目18-11	居宅介護、重度訪問介護	平成26年7月1日
メルヘンフーズ株式会社	西伯郡伯耆町大殿1092-2	ゆめ工房21	西伯郡伯耆町久古1042	就労継続支援B型	〃
株式会社さくら	米子市旗ヶ崎一丁目1-23	グループホームさくら	米子市両三柳5037	共同生活援助	〃

鳥取県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人きらら女川	西伯郡伯耆町久古1042	ひかり	西伯郡伯耆町久古1042	就労継続支援B型	平成26年6月30日

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成26年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成26年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
 - (1) 3・4月入隊要員（男子）
 - ア 陸上要員：30名程度
 - イ 海上要員：5名程度
 - ウ 航空要員：10名程度
 - (2) 3・4月入隊要員（女子）
 - ア 陸上要員：若干名
 - イ 海上要員：若干名
 - ウ 航空要員：若干名
- 2 募集期間
 - (1) 3・4月入隊要員（男子）

平成26年7月8日（火）から同年9月9日（火）まで
 - (2) 3・4月入隊要員（女子）

平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場等
 - (1) 3・4月入隊要員（男子）
 - ア 筆記試験及び適性検査
平成26年9月20日（土）
 - (ア) 東部試験会場
新日本海新聞社 鳥取市富安二丁目137
 - (イ) 中部試験会場
伯耆しあわせの郷 倉吉市小田458
 - (ウ) 西部試験会場
航空自衛隊美保基地 境港市小篠津町2258
鳥取県立武道館 米子市両三柳3192-14（予定）
 - イ 口述試験及び身体検査
平成26年9月22日（月）から同月26日（金）までの日のうちの1日
 - (ア) 陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603
 - (イ) 陸上自衛隊日本原駐屯地 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
 - (2) 3・4月入隊要員（女子）

平成26年9月27日（土）
陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603
- 5 合格発表予定日
 - (1) 3・4月入隊要員（男子） 試験実施時に示す日
 - (2) 3・4月入隊要員（女子） 平成26年11月7日（金）
- 6 採用予定時期
平成27年3月下旬又は同年4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-26-2900）
米子地域事務所（0859-33-2440）

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

平成26年9月8日（月）午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎3階第7会議室

4 審査の方法

審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務（2級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

- (7) 交通誘導警備業務(2級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務(2級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成26年8月4日(月)から同月8日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)
(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
(1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉
(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し
(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成26年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年8月3日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成26年8月3日 午後1時から午後 3時20分まで	〃	〃	〃	〃

平成26年8月11日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成26年8月11日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月25日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年8月5日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	6人
平成26年8月5日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	1人
平成26年8月7日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月12日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月14日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月19日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月21日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月26日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年8月28日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成26年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

- 1 試験の日時
平成26年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所
鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス
- 3 試験方法及び科目
次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。
 - (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
 - (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 提出書類
受験願書一式
 - イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで

なお、平成26年9月5日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については、受験願書とともに配布する試験案内を参照すること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成26年8月4日（月）午前9時から同年9月2日（火）午後5時まで

なお、受付期間中に入力を完了しないときは、接続中（入力中）であっても受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エキスプレス及びDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフに限る。）での払込みによること（払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）。

5 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者に対しては、障がいの状態により必要な特例措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成27年1月26日（月）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) 及び平成27年1月27日（火）発行の鳥取県公報に合格者の受験番号を登載する。

8 郵送による受験申込みに必要な受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成26年8月29日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成26年8月4日（月）から同月29日（金）まで

イ 請求先 〒100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県未来づくり推進局県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町 2	〃
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市鞆町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140- 1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前 9 時から 午後 5 時まで